

岡山地域労働組合ニュース

第91号、10年4月6日 《連絡先》岡山市北区春日町5-6、Tel086-221-0133

一人親家庭の正規社員を 解雇して、 パート従業員を採用 —解雇無効、地位保全命令を 勝ち取る—

昨年末、県外に本社がある中古住宅販売会社に勤める女性の事務員2人が解雇され、パート事務員に切り替えた件で、解雇された2人は、地位保全仮処分の申立をしていました。解雇無効、地位保全の命令がでました。

賃金支払い命令額は、生活できる程度と減額されました。

2人は一人親家庭で子どもの大学進学が心配されましたが、無事入学をしたり、再挑戦を目指して頑張っています。

今後本訴手続きをすすめて、職場復帰をめざしてたたかいます。



些細なことで即刻解雇 2か月で円満解決

生コン運転手のKさんは、社長と些細なことで口論となり、即刻首になりました。

行きがかり的に辞めることになったものの、すでにKさんに職場復帰の意思はありませんでした。

組合では、職場復帰を目指さず、平均賃金の3カ月分の金銭解決を団体交渉で要求しましたが、対応した会社側の弁護士は、悪意のある解雇事件でなく「売り言葉に買い言葉で、解雇は偶発的に起きた事故」として減額を求めてきました。組合も譲歩し2カ月分の54万円で解決することにしました。金額的には少額でしたが労使双方それなりに納得し円満に解決したのでまずまずというところです。

未払い残業で190万円請求

食肉卸商社を親会社に持つ焼肉屋のチェーン店に勤めていたTさんは、全職場で残業代の未払い賃金があるとして相談。勤続期間20ヶ月間の残業時間を機械的に算出し最低でも190万円の未払いがあると組合が支払を求めました。

団体交渉で、会社はタイムカードを探してみる2カ月分だけ出てきた。これで推測すると未払いは20万円程度であると主張。本人は監督署に申告しました。

一方的な賃下げで少額訴訟

前々回、10t車から4t車での運搬変更に伴い「トラック運転手 突然8万円もの賃下げの記事を掲載しましたがその後の経過について報告します。トラック運転手Aさんは、時給一万千六百円を1万5000円に切り下げられたうえに、皆勤手当15万円、無事故手当3万円も廃止され、不当であるとして団体交渉を行いました。交渉は決裂してしまいました。

その後、労働基準監督署に申告しましたが、結果は監督署の指導により皆勤手当と無事故手当の1カ月分のみが支給されただけでした。

納得できないAさんは、「就業規則、労働協約によらない労働条件の切り下げは、労働者の個別合意がない限り無効である」として、3月24日、裁判所に少額訴訟を提訴しました。審理は5月12日に行われ原則として即日判決が出ます。